

臓器提供における献血カードの利用の可能性

西垣文敬

社)日本臓器移植ネットワーク
北海道ブロックセンター

1.はじめに

平成 9 年 10 月 16 日に「臓器の移植に関する法律」が施行された。平成 11 年 2 月に法律施行後初の脳死からの臓器提供が行われ、心臓、肝臓、腎臓の移植が行われ、平成 11 年 8 月 31 日までに合計 4 例の脳死からの臓器提供が行われた。今後は、徐々に臓器提供の普及が進んでいくものと思われる。

移植コーディネーターとしてこれらの臓器提供に係る業務を経験して、献血カード(光カード)の利用により、円滑に臓器提供が行われる可能性を考察したので報告する。

2.提供者データの利用

臓器提供の流れを表 1 に示す。

表 1

(1) 臨床的脳死診断
(2) 本人の書面による意思表示の確認
(3) 日本臓器移植ネットワークへの連絡
(4) 移植コーディネーターの派遣
(5) 医学的提供適応判断(第 1 次評価)
(6) 家族による脳死判定と臓器摘出承諾
(7) 腎臓及び膵臓移植適合者検索のための 組織適合性検査(HLA 検査)
(8) HB s 抗原、抗 HCV 抗体、抗 HTLV- 抗体、抗 HIV 抗体の中で不足している 検査の実施
(9) 法に基づく 2 回の脳死判定必要な場合、 医学的提供適応判断(第 2 次評価)
(10) 検視(必要な場合)
(11) 臓器摘出手術
(12) 医学的提供適応判断(第 3 次評価)
(13) 臓器搬送
(14) 臓器移植

表 1 の中で(7)(8)については、現在各地域に 24 時間体制で検査を実施する施設(HLA 検査センター)が指定されている。

しかしながら、HB s 抗原、抗 HCV 抗体、抗 HTLV- 抗体、抗 HIV 抗体が陽性の場

合は肝臓を除き（肝臓については抗HCV抗体陽性の場合慎重に対応する）はその時点で提供不可となる。従って、提供者発生施設で、緊急に上記検査を行うことができない場合や、HLA検査センターまでの検体搬送に時間を要する場合は提供の医学的適応判断に時間を要し、その後の提供過程に影響を及ぼす可能性がある。また、HLA検査のデータについても検体搬送に時間を要する場合は移植適合者を選択することに支障をきたす恐れがある。

そこで、提供候補者が献血カード（光カード）を所持し、そのデータが利用可能である場合は、ウイルス検査については、最終的にその時点での検査結果が必要と考えられるが、非常に参考になるものと思われる。また、骨髄提供等の関係でHLAのデータが利用可能である場合は、その時点でのHLA検査及びその検体搬送を省くことができる可能性がある。

以上により臓器提供における献血カードの利用により、臓器提供過程が現状よりもさらに迅速、円滑に進む可能性がある。

3.提供者の意思表示に関する利用

法律では、脳死で臓器を提供するためには本人の書面による脳死判定に従う意思と臓器を提供する意思表示が必要とされている。この書面となるのが厚生省と（社）日本臓器移植ネットワークが発行している意思表示カードであるが、現在、登録制ではなく自由配布制をとっている。1999年6月末までに全国で4,700万枚ほど配布されている。また、新聞社の調査では成人の約7%が所持しているものと推察されている。登録制をとっていないため、面倒な手続きを必要としない利点があるが、正確な所持者数を把握できなく、だれが所持しているかを予め把握できない欠点がある。脳死に陥るのは突然の事故や病気で、家族の動揺、悲嘆はかなり強く大きい。このような状況の中、必ずしも家族から本人の臓器提供について医療側に申し出があるとは限らないし、また家族からの申し出がない場合の医療側からの家族への意思確認についても実際は困難な状況にある。本人の意思を尊重するためにも、脳死となった場合の臓器提供意思確認が現状での大きな課題の一つになっている。

そこで献血カード（光カード）に臓器提供に関する意思表示を組み込み、これが書面による意思表示とみなされるならば、献血者に関して、登録制と同様なシステムを構築することができ、正確な数や、脳死となった場合の臓器提供意思表示の有無を医療側が把握することが可能となるとと思われる。

4.考察

臓器提供に関して献血カード（光カード）の利用が可能となると、参考としての検査データの利用、HLA検査結果の利用、臓器提供者数の把握、脳死となった際の本人の臓器提供意思表示の把握等、臓器提供が迅速、円滑に進むものと思われる。しかも、一般的に考え、献血者の臓器提供意思表示率は高いものと思われる。

しかしながら、これらのシステムを構築するためには課題が残されているのが現状である。（1）ウイルス検査結果については、その時点での結果が必要であり、あくまで参考であること。（2）HLA検査結果の責任を明確にする必要があること。（3）献血者に対

第10回日本光カード医学会論文集、37-38、1999年
パネルディスカッション4

して種々のデータの利用について予め許可が必要であること。(4) 現在、書面による意思表示の解釈について厚生省はあくまで自筆によるものとし、光カード内の表示等については認めていないこと。(5) 献血カードの利用について、費用を含めて関係機関での協議が必要なこと。などがあげられる。

臓器提供における献血カード(光カード)の利用は、課題は残るものの大きな利点があるものと思われる。各関係機関の理解と協力により、このシステムが確立し、臓器提供・臓器移植が迅速・円滑に行われ、国民に広く普及していくことを期待する。